

第1 監査の概要

1 監査の目的

財政援助団体等監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、都が補助金の交付等をしている団体に対し、その事業が、補助等の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

監査の対象となる団体は、①補助金等交付団体（補助金、交付金、負担金、貸付金等の財政的援助を行っている団体）、②出資団体（資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体）、③公の施設の指定管理者等である。

併せて、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、団体に対する所管局の指導監督が適切に行われているかについて監査を実施した。

2 監査実施団体

今回監査を実施した団体は、表1のとおり、補助金等交付団体等135団体及び出資団体12団体である。

（表3及び「第4 団体索引」参照）

（表1）監査実施団体内訳

区 分	監査対象団体数	監査実施団体数	実施率（%）
補助金等交付団体等	3,622	135	3.7
出 資 団 体	53	12	22.6
合 計	3,675	147	4.0

（注）公の施設の指定管理者のうち、出資団体でない団体は「補助金等交付団体等」に含めている。

3 監査期間

平成25年9月17日から平成26年1月30日まで

（ただし、三宅村、小笠原村、三宅村商工会及び小笠原村商工会については、平成25年5月に実施した。）

4 監査対象範囲

原則として、平成23年度及び平成24年度の事業を対象に実施した。

5 監査の観点

監査の主な観点は、表2のとおりである。

(表2) 主な観点

区分	団 体	所 管 局
補助金等 交付団体	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等は、目的に沿って適正かつ効果的に執行されているか。・補助金等に係る会計経理等は、適正に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・補助事業等に関する指導監督は、適切に行われているか。・補助金等交付の方法及び時期は、適切か。
出資団体	<ul style="list-style-type: none">・団体は、出資目的に沿って適切に運営されているか。・事業は、費用対効果に配慮して適切に行われているか。・会計経理及び工事・財産の管理は、適正に行われているか。・団体が直面する経営課題や今後の事業へのリスク要因を適切に把握しているか。	<ul style="list-style-type: none">・団体に対する指導監督は、適切に行われているか。
公の施設の 指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・公の施設の管理運営は、適正かつ効率的に行われているか。	<ul style="list-style-type: none">・管理運営状況等を適切に把握・検証し、必要な処理を行っているか。

6 監査結果の概要

(1) 総括

今回の監査の結果、補助金の返還を求めるべきものや会計経理及び事務処理について是正・改善すべきものが認められたので、36団体及び8局に対し、表3のとおり、合計で60件の指摘を行った。意見・要望事項はなかった。

指摘金額は約1億2,891万円であり、そのうち、補助金の過大交付を指摘したものは、29件、約2,037万円である。

上記指摘事項を除き、補助等の対象となった事業及び出資団体の事業は、その目的に沿っておおむね適切に執行されている。

(表3) 監査実施団体及び指摘事項等の件数

区 分		指 摘 事 項			意見・要望 事項
		団体	団体 及び局	局	
補助 金等 交付 団体 等	三宅村及び小笠原村				
	三宅村商工会及び小笠原村商工会				
	東京納税貯蓄組合総連合会				
	学校法人70団体				
	日本私立学校振興・共済事業団				
	公益財団法人東京都歴史文化財団(※)	2	1		3
	公益財団法人東京都交響楽団				
	公益財団法人東京都体育協会		1		1
	社会福祉法人希望福祉会ほか47団体		22		22
	社会福祉法人互恵会ほか6団体		5		5
	公益財団法人東京都中小企業振興公社(※)		3		3
	補助金等交付団体等 計(135団体)	2	32	0	34
出 資 団 体	公益財団法人東京都人権啓発センター(※)		1		1
	株式会社セントラルプラザ				
	公益財団法人東京都スポーツ文化事業団(※)	2	1		3
	公益財団法人東京都環境公社				
	東京都住宅供給公社(※)	5	1		6
	東京臨海高速鉄道株式会社	3			3
	公益財団法人東京都医学総合研究所	2		1	3
	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター	2		1	3
	東京食肉市場株式会社	2			2
	株式会社PUC		2		2
	東京都下水道サービス株式会社	1	2		3
	公益財団法人暴力団追放運動推進都民センター				
出 資 団 体 計(12団体)	17	7	2	26	0
合 計	19	39	2	60	0

(注1) (※)の団体については、「公の施設の指定管理者」の監査をあわせて実施した。

(注2) 指摘事項…是正・改善を求めるもの 意見・要望事項…改善について検討を求めるもの

(2) 指摘事項の類型

指摘事項60件を類型別に整理すると、表4のとおりである。

(表4) 件数内訳

類 型	件数	指 摘 事 項 の 例
補助金の返還	29件	○算定誤りなどにより過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの (P68、P80～98)
経理事務の改善	13件	○利用料金に係る事務手続を適正に行うべきもの (P241) ○減価償却に係る償却期間の設定を適正に行うべきもの (P257)
契約事務の改善	6件	○委託している業務の積算を適切に行うべきもの (P274)
安全性の確保	2件	○都立文化施設における避難経路を確保すべきもの (P41) ○公園における遊具の安全性を確保すべきもの (P160)
その他の事務の改善	10件	○お客さまセンターの英語等対応オペレータの配置を適切に行うべきもの (P273) ○再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うべきもの (P288)
合 計	60件	

(3) 主な指摘事例

○ 都立文化施設における避難経路を確保すべきもの

公益財団法人東京都歴史文化財団、生活文化局 P41

不特定多数の観客等が利用する文化施設において、避難経路上に避難の支障となる物品が設置されており、避難経路が適切に確保されていない。

公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、非常時の避難経路について見たところ、避難経路上に、不特定多数の観客等が一斉に避難するのに支障となりうる大型のガラス繊維強化セメント製

プランターが複数設置されていた。

また、生活文化局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査において、「避難経路に物品あり」との指摘を受けていたにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していなかった。

財団に対し、安全確保のため避難経路を適正に管理することを、局に対し、財団を適切に指導することを求めた。

○ 算定誤りなどにより過大に交付された補助金の返還を求めるべきもの

公益財団法人東京都体育協会、オリンピック・パラリンピック準備局 P68

社会福祉法人希望福祉会ほか18団体、福祉保健局 P80～P98

補助金の対象となる利用者数を誤ったことや、補助要件を満たしていないものを申請したことにより、補助金が過大に交付されている。

ア 公益財団法人東京都体育協会に対する、国民体育大会東京都選手団のユニフォーム作成費用に係る補助金について、補助対象外であるトレーニングパンツの購入費用を含めていたことから、407万余円が過大に交付されている。

イ 保育所を運営している社会福祉法人に対する補助金について、延長保育の利用児童数や、アレルギー児への対応や外国人児童の受入れに係る加算対象児童数を誤ったほか、在宅支援活動において補助要件を満たしていないものについて、補助金の申請を行ったなどの理由により、19団体22施設において、合計1,354万余円が過大に交付されている。

各団体に対し、過大に交付された補助金について、返還を求めた。

○ 公園における遊具の安全性を確保すべきもの

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 P160

修繕又は対策が必要とされた公園内の遊具について、対策がとられておらず、安全性が確保されていない。

駒沢オリンピック公園の指定管理者である公益財団法人東京都スポーツ文化事業団は、公園内の遊具の定期的な点検を、年2回、専門業者に委託している。

しかしながら、平成24年に「異常があり、修繕又は対策が必要（修繕完了まで使用不可、場合により使用可）」と判定された22件の遊具のうち、5件について、基礎が露出したままであるなど修繕が行われていなかった。

公園内の遊具の安全性を確保するため、事業団に対し、適切な対応を速やかに行うことを求めた。

○ 公印刷込文書を適切に管理すべきもの

東京都住宅供給公社 P195

公印刷込文書である払込票兼領収証について、保管書庫からの払出枚数及び使用用途について記録していなかった。

東京都住宅供給公社では、公印規程により公印を刷り込みした文書等を適切に保管しなければならないと定めている。

使用料の請求等に使用する払込票兼領収証について、公社は、公印刷込文書として各窓口センターに配付しており、各窓口センターは金庫に保管している。

目白窓口センターでは、日々使用する分を保管書庫に移した上で、必要に応じて払込票兼領収証を作成しているが、その管理状況を見たところ、金庫の保管枚数と保管書庫への払出枚数は受払簿に記録しているものの、保管書庫から日々払い出した枚数及び使用用途については記録していなかった。

そのため、公印刷込文書の実在庫枚数が、受払簿上の在庫枚数よりも少なかったことについて、その具体的な使用用途が確認できない状況となっていた。

公社に対し、公印刷込文書を適切に管理するよう求めた。

○ 利用料金に係る事務手続を適正に行うべきもの

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター P 2 4 1

測定・分析機器利用サービスの提供において、利用料金の収納が確認できない段階で機器利用を承認している。

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターは、中小企業では導入が困難な測定機器や分析機器を整備し、新製品・新技術を開発する中小企業等に対し、機器利用のサービスを提供している。

利用料金の支払については、前納が原則であり、後納の場合には法人の承認手続が必要と要綱で定めているが、後納の承認手続も行われないうまま、機器利用の後に入金が行われている事例が複数認められた。

法人に対し、利用料金に係る事務手続を適正に行うよう求めた。

○ 減価償却に係る償却期間の設定を適正に行うべきもの

東京食肉市場株式会社 P 2 5 7

新規に設置した冷房設備について、減価償却に係る償却期間の適用を誤っていた。

東京食肉市場株式会社は、平成24年7月、大動物整形場、渡り廊下、ラベル添付場所にそれぞれ冷房設備を設置したが、固定資産台帳明細表において「器具及び備品」と分類し、償却期間を6年と設定していた。

しかしながら、この冷房設備については、数メートルから十数メートルのダクトを配管して複数箇所へ送風しているものであり、「建物附属設備」として、冷凍機の出力の大きさに応じた15年あるいは13年と設定するべきものであった。

会社に対し、減価償却に係る償却期間の設定を適正に行うよう求めた。

○ お客さまセンターの英語等対応オペレータの配置を適切に行うべきもの

株式会社PUC、水道局 P273

お客さまセンターにおいて、英語等対応オペレータの配置が仕様書で定められているところ、実際には配置されていない時間帯が発生していた。

水道局は、多摩お客さまセンターの業務を株式会社PUCに委託しており、受付業務については、英語等による受付及び問合せに対応ができる者を、運用時間内配置するものと仕様書で定めている。

実際の配置状況を見たところ、英語等対応オペレータの配置ができていない時間帯が、年間を通して発生していた。

また、局は、この状況を会社から提出される人員計画及び実績報告により確認していたが、会社に適切な配置を行うよう指示していなかった。

会社に対し、英語等対応オペレータの配置を適切に行うことを、局に対し、会社への指導を求めた。

○ 再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うべきもの

東京都下水道サービス株式会社 P288

都から受託した業務において、局仕様に準拠した被服を再委託先へ貸与しているが、確実に返還されているか確認できない状況となっている。

東京都下水道サービス株式会社は、下水道局から下水道事務所出張所業務を受託している。会社は、業務の一部を再委託していることから、局仕様に準拠した被服を再委託業者に貸与しているが、被服の貸与数等を明記した借受書を徴することを再委託契約仕様書に定めていなかった。

また、契約期間終了時等に被服の返還を求めているものの、返還届を提出させるなど書面による確認を行っていないため、社外に流出することなく貸与被服が確実に返還されているか確認できない状況となっている。

会社に対し、再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うよう求めた。

(4) 指摘事項一覧

ア 補助金等交付団体 指摘事項一覧

項目番号	指摘事項件名	ページ
【公益財団法人東京都歴史文化財団】		
(1) ア	契約事務を適正に行うべきもの	39
イ	在庫管理及び収入管理を適正に行うべきもの	40
(2) ア	都立文化施設における避難経路を適正に管理すべきもの	41
【公益財団法人東京都体育協会】		
(1) ア	補助金の返還を求めるべきもの	68
【社会福祉法人希望福祉会ほか47団体】		
(1) ア	補助金の返還を求めるべきもの<東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金(保育所)> (a~v 22件)	80
【社会福祉法人互惠会ほか6団体】		
(1) ア	補助金の返還を求めるべきもの<軽費老人ホーム補助金> (a~e 5件)	102
【公益財団法人東京都中小企業振興公社】		
(1) ア	補助金を返還するべきもの	113
イ	補助金の執行を適切に行うべきもの	114
ウ	出えん金額を精査するべきもの	115

イ 出資団体 指摘事項一覧

項目番号	指摘事項件名	ページ
【公益財団法人東京都人権啓発センター】		
(1) ア	施設の管理運営業務で取得した物品を適正に報告すべきもの	138
【公益財団法人東京都スポーツ文化事業団】		
(1) ア	敷金に係る会計処理を適正に行うべきもの	160
イ	遊具の安全を確保するため、適切な対応を速やかに行うべきもの	160
(2) ア	分担金に係る概算払の経理処理を適正に行うべきもの	161

項目番号	指摘事項名	ページ
【東京都住宅供給公社】		
(1) ア(ア)	施設のキャンセル料について適切に規定すべきもの	192
(イ)	施設使用に係る事務処理を適切に行うべきもの	192
イ	委託契約に係る履行確認及び代金の支払いを適切に行うべきもの	194
ウ	委託契約に係る履行確認を適切に行うべきもの	194
エ	公印刷込文書を適切に管理すべきもの	195
(2) ア	住宅長期不在届の事務処理を適切に行うとともに、公社に対する指導を徹底すべきもの	195
【東京臨海高速鉄道株式会社】		
(1) ア	会計事務規程を改正すべきもの	212
イ	新たに取得したレールの取得原価を適正に計算すべきもの	213
ウ	資産の計上を適正に行うべきもの	213
【公益財団法人東京都医学総合研究所】		
(1) ア	DNA分離検査委託に係る履行確認を適切に行うべきもの	225
イ	連携研究の取扱いを見直すべきもの	226
(2) ア	概算払による運営費補助金の交付を適切に行うべきもの	228
【地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター】		
(1) ア(ア)	要綱の規定及び様式を見直すべきもの	240
(イ)	利用料金に係る事務手続を適正に行うべきもの	241
(2) ア	建物維持管理費の費用負担を適切に行うべきもの	241
【東京食肉市場株式会社】		
(1) ア	有形減価償却資産の償却期間の設定を適正に行うべきもの	257
イ	設備使用料に係る勘定科目を適正に適用すべきもの	258
【株式会社PUC】		
(1) ア(ア)	多摩お客さまセンターの英語等対応オペレータの配置を適切に行うべきもの	273
(イ)	区部及び多摩お客さまセンター業務の積算を適切に行うべきもの	274
【東京都下水道サービス株式会社】		
(1) ア	再委託業者に貸与している被服の管理を適切に行うべきもの	288
(2) ア(ア)	行政財産管理者から工事施行の許可を得るべきもの	289
(イ)	委託業務の履行場所となる行政財産の管理を適正に行うべきもの	289